

## Theme 4 『制度改正が中小建設企業へ及ぼす影響』

### 1. 各制度の概要

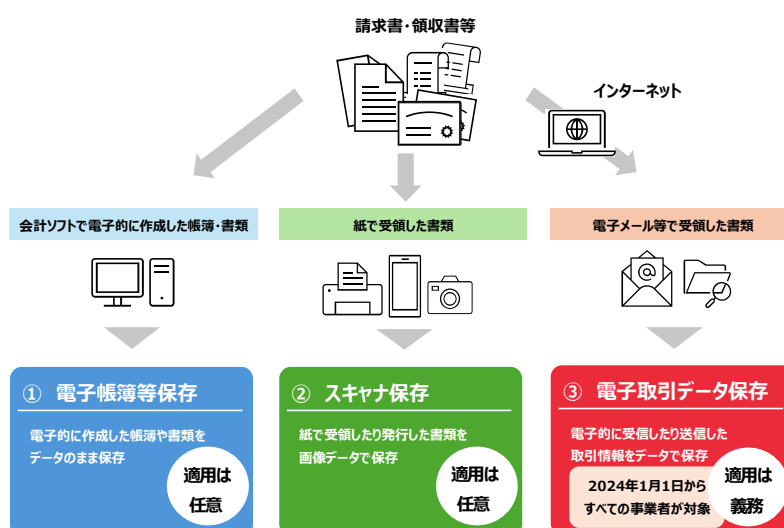
様々な制度改正に伴い、建設企業を取り巻く環境は大きく変化している。本調査研究では、建設企業間における商取引の電子化及び商慣習の変化に主眼を置き、「電子帳簿保存法の改正」「約束手形の廃止及びサイトの短縮」について取り上げる。

#### (1) 電子帳簿保存法の概要

##### 【制度概要】

電子帳簿保存法は税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とする法律で、経理のデジタル化が図られるものとされている。図表1のとおり、同法には3つの分類がある。「①電子帳簿等保存」「②スキャナ保存」の適用は企業の任意であるが、「③電子取引データ保存」の適用は、2024年1月1日以降、すべての企業を対象に義務化されている。同制度では、見積書、注文書、契約書等に関する電子データを送付・受領した場合、その電子データを一定の要件<sup>1</sup>を満たした形で保存する必要があるとしている。なお、ここでいう電子取引とは、メール（添付ファイルを含む）、ウェブサイト、FAX、電子契約、EDI（電子的データ交換）取引等が対象となる。

図表1 電子帳簿保存法の3つの分類



(出典) 国税庁ウェブサイトを基に当研究所にて作成

<sup>1</sup> 一定の要件とは、1.改ざん防止のための措置がとられているか、2.ディスプレイ・プリンター等を備え付け、税務職員に指定されたデータを速やかに出力できるようになっているか、3.取引等の日付・金額・取引先といったキーワードで検索することができるか、の3点である。

## (2) 約束手形の廃止及びサイト短縮の概要

## 【制度概要】

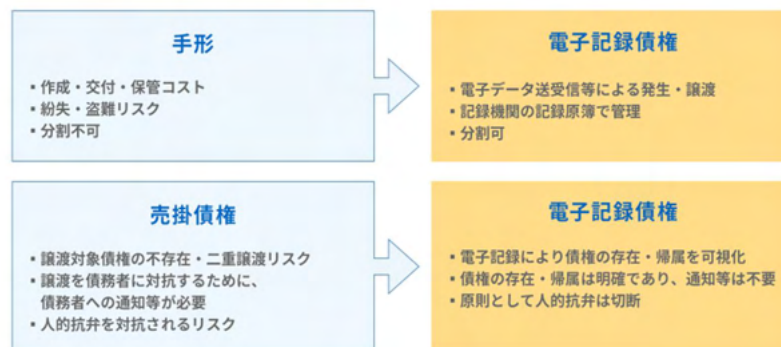
## ・約束手形の廃止

2021年2月、中小企業庁は元下間の適正取引や付加価値向上、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ることを目的とした「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」<sup>2</sup>において、2026年を目処に約束手形・小切手の利用を廃止する方針を示した。

約束手形の代替案として、経済産業省は電子記録債権の活用を推奨している。図表2のとおり、電子記録債権は手形に代えて電子的に債権を発生・譲渡等することができる決済手段であり、手形とは異なり、ペーパーレス化による事務負担の軽減や管理コストの削減、金銭債権を分割しての支払いが可能といったメリットがある。

図表2 電子記録債権のメリット

電子記録債権＝手形・売掛債権の問題点を克服した金銭債権



(出典) でんさいネットウェブサイト<<https://www.densai.net/about/academy/origin/>>

## ・サイトの短縮

支払条件の改善という観点から、約束手形の廃止と合わせて求められるのが支払サイトの短縮である。下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）では、第四条2項二号（親事業者の禁止事項）において、「下請代金の支払いにつき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形（割引困難手形）を交付すること」を禁止している。割引困難手形の具体的な基準については、公正取引委員会と中小企業庁の策定する「指導基準」で定められており、従来は繊維業においてはサイト90日、その他の業種においては120日を超える手形が該当するとされていた。その後、「指導基準」の変更により2024年11月1日以降、業種を問わずサイト60日を超える手形が割引困難手形に該当するおそれがあるものとして扱われることとなった。

<sup>2</sup> 中小企業庁ウェブサイト

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shiharaikaizen/210219shiharaikaizen.html>

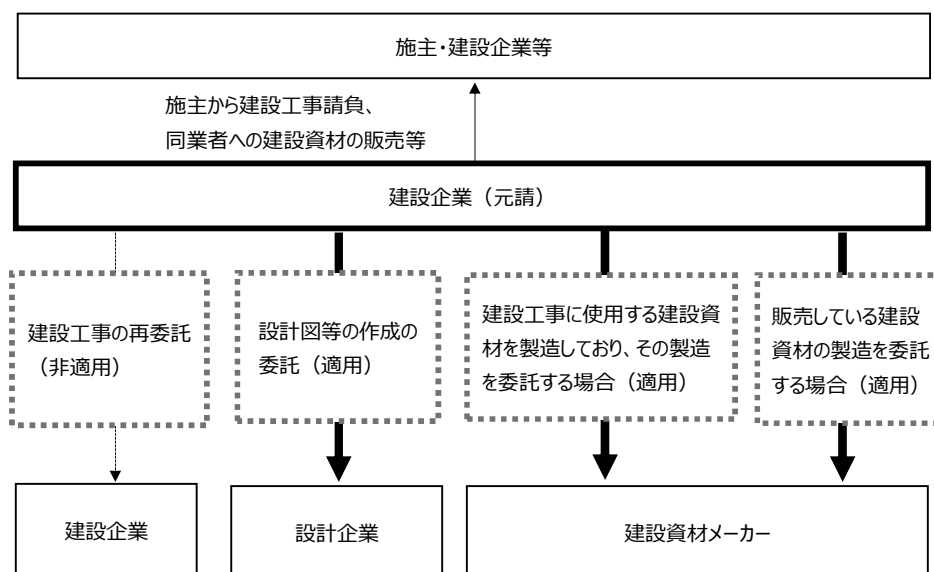
・下請法と建設業法における運用の違い

なお、ここまで下請法に基づいたサイト短縮の動向について述べてきたが、建設業界において元下間の工事請負契約に関する約束事は、建設業法で定められている。

下請法の対象は「製造委託」「修理委託」「情報成果物作成委託」「役務提供委託」の取引における、一定の資本金規模にある親事業者と下請事業者間の取引となっている。しかし、下請法第2条4項<sup>3</sup>において、建設工事はこれらの委託には該当せず、下請法の適用はないものとされており、建設業法が適用されることとなっている。つまり、建設工事においても、2024年11月以降は下請法の基準と同様にサイトを60日以内とする必要がある。

また、建設業における元請と資材会社における取引には下請法も建設業法も適用されないが、委託される取引の内容によっては下請法が適用されるケースも考えられる。図表3のとおり、元請が建設資材を業として販売しており、当該建設資材の製造を他の事業者へ委託する場合には、「製造委託」に該当し、下請法が適用される。また、建設企業が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を他の事業者へ委託する場合には、自家使用する物品として建設企業が当該建設資材を業として製造していれば、「製造委託」に該当し、下請法が適用される。詳細は公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー」<sup>4</sup>を参照されたい。

図表3 建設業における下請法の適用範囲



※業種ではなく委託の内容で判断する（太線の矢印部分の取引が下請法の対象）

（出典）公正取引委員会ウェブサイトを基に当研究所にて作成

<sup>3</sup> 下請法第2条4項「この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること（建設業（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第1項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。」

<sup>4</sup> 公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー」 [https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke\\_qa.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html)

## 2. 各制度に関する電子化の現況や取組

建設業界における事務手続きに関する電子化の状況について把握するため、元下間の受発注システムを始めとした各制度に関する現況や取組を以下に示す。

### (1) 電子商取引の現況

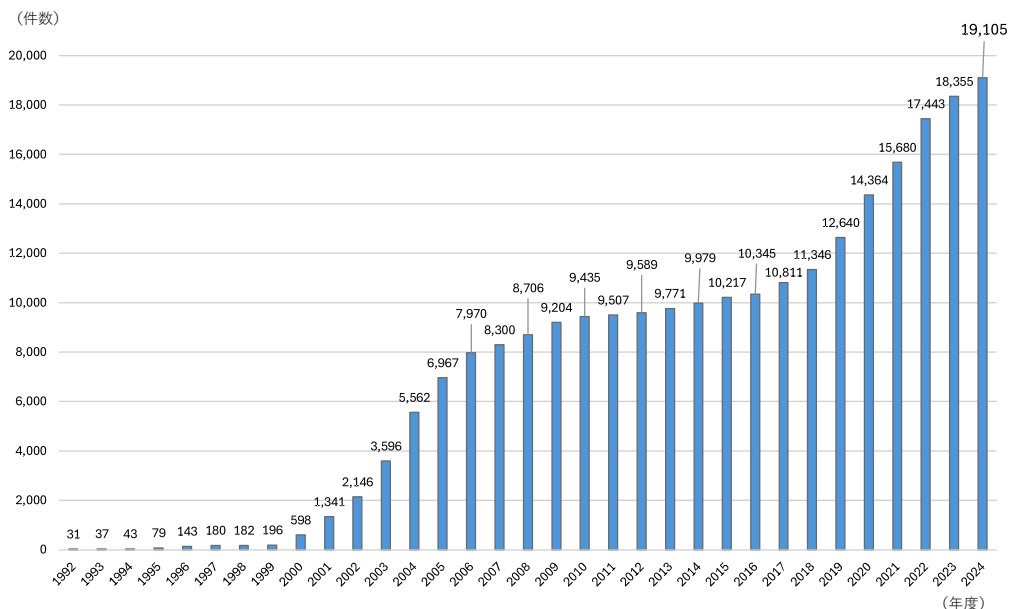
#### 【普及状況】

建設業における電子商取引の標準規格は、CI-NET（Construction Industry NETwork）<sup>5</sup>である。建設生産における企業間の取引には、見積、注文、請求、決済までいくつもの段階があるが、CI-NETではその都度のやりとりを電子的に行うことが可能である。

CI-NETの運営主体である一般財団法人建設業振興基金（以下、「振興基金」という。）では、「金融・経理・契約支援センター 情報化推進室」を設置し、会員企業、国土交通省、学識経験者、関連団体などと連携し、規約の制定および普及のための活動を行っている。

図表4は、CI-NETの導入状況（企業識別コードの登録数）を示している。1992年導入当初の登録状況は低調であったが、2000年以降右肩上がりに登録数が増加し、2024年9月末時点の登録数は19,105件となるなど、ここ数年は毎年約1,000件ずつ増加している。

図表4 CI-NET 導入状況（企業識別コード登録数）



（出典）建設業振興基金「CI-NET 導入状況」（2024年9月末時点）を基に当研究所にて作成

<sup>5</sup> 建設産業全体の生産性向上を図るため、建設生産に関わる様々な企業間の情報について、各帳票を電子的に交換するための仕組みである。

**【普及に向けた取組】**

・ **振興基金の取組**

振興基金の情報化推進室では、CI-NETの標準化、実用化及び普及を促進するため、学識者や建設産業関連団体などで構成される「情報化評議会」を設置している。情報化評議会では2024年現在、「第5次3ヵ年活動計画（2023～2025年度）」として、(1)発注側企業数の拡大、(2)利用企業数の拡大、(3)対象業務の拡大、と3つの数値目標を掲げている。その普及活動にあたっては、①電子商取引説明会および個別支援の実施、②広報コンテンツの作成、③電子化率調査および利用状況調査の実施、④聞き取り調査（既導入企業）の実施、⑤設備見積の普及促進に向けた検討、と5つの取組を掲げている。

**(2) 電子帳簿保存法の現況**

**【普及状況】**

電子帳簿保存法の普及状況については、民間の調査会社や興信所によるアンケート調査が度々実施されているが、官公庁や業界団体などによる文献や調査資料は特に見当たらなかった。本調査研究では、同法への対応状況に関するアンケート調査を行っているため、そちらを参照されたい。

**【普及に向けた取組】**

・ **中小企業庁の取組**

2024年現在、タイムスタンプなどシステム導入は必須ではないものの、導入にあたっての補助金を受けることができる「IT導入補助金」という仕組みが存在する。同制度は中小企業庁が所管し、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を金銭的に支援している。同制度の補助対象には通常枠、インボイス枠（うちインボイス対応類型、電子取引類型の2種）、セキュリティ対策推進枠、複数社連携IT導入枠の4分類があり、たとえば通常枠では機能要件が1プロセス<sup>6</sup>以上であれば5万円～150万円未満が支援されるなど分類によって補助額が異なる。制度の詳細についてはIT導入補助金2024のウェブサイト<sup>7</sup>を参照されたい。

<sup>6</sup> プロセスとは、顧客対応、決済、調達、棚卸、会計など一連の業務を行う上で発生する業務工程や業務種別のこと。ITツールの導入にあたってはそれぞれのプロセスに応じたツールを選択する必要があり、その該当するプロセス数に応じて補助額や補助率が変わってくる。

<sup>7</sup> IT導入補助金ウェブサイト <https://it-shien.smrj.go.jp/about/>

(3) 約束手形と電子記録債権及びサイト短縮の現況

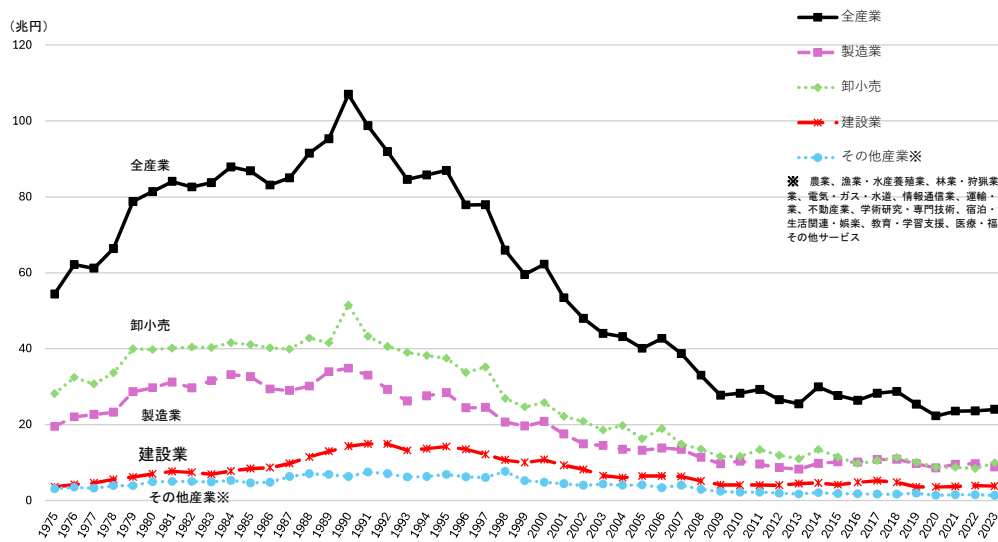
【普及状況】

・約束手形の利用状況

図表5は約束手形の利用状況の推移を示している。過去約50年間を概観すると、手形の発行残高は減少傾向にある。全産業で1990年度の100兆円超をピークとして減少に転じており、2023年度時点では約24兆円となっている。ただし、2009年度以降は下げ止まっており、近年では若干の上昇傾向もみられる。

業種によっての特徴もみられ、とりわけ卸小売、製造、建設業など、取引先からの支払いに時間を要す業種においては、自らも支払いを猶予してもらう目的から約束手形が用いられる。

図表5 支払手形の利用状況（産業別）



(出典) 財務省「法人企業統計」を基に当研究所にて作成

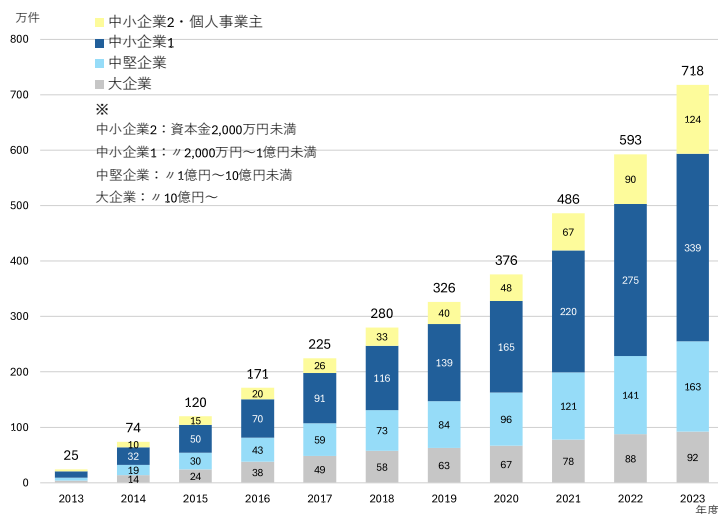
(注) 「卸小売」は卸売業及び小売業を合算した数値

・電子記録債権の普及状況

電子記録債権の取扱機関は複数存在する。一般社団法人全国銀行協会（以下、「全銀協」という。）では、「でんさい<sup>8</sup>」の普及に向けた積極的な推進を行っている。図表6は「でんさい」の発生記録請求件数を企業規模別で示している。開業当初は全規模で約25万件程度であったが、直近の2023年度では全体で約718万件となっている。また、企業規模別にみても、いずれの階層でも満遍なく増加傾向となっている。

<sup>8</sup> 全銀協が設立した株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称でんさいネット）によって取り扱われる電子記録債権システムのこと。

図表6 「でんさい」の発生記録請求件数（企業規模別）

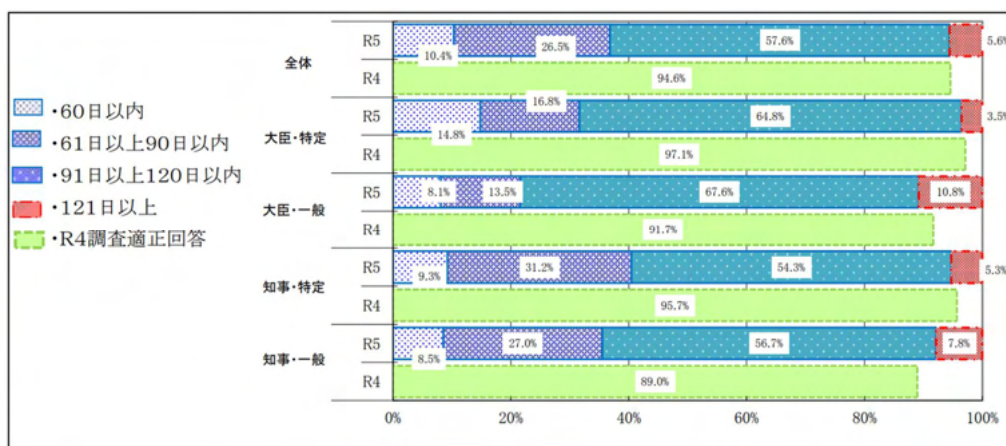


(出典) でんさいネットワークウェブサイトを基に当研究所にて作成

・サイトの短縮

図表7は、国土交通省が毎年実施している「令和5年度下請取引等実態調査」における、元請建設企業の支払サイトの状況である。調査対象期間は2023年7月1日から2024年6月30日であるため、120日を超えるサイトが「割引困難手形」に該当する時期の結果である。サイト120日以下の手形（60日以内、61日以上90日以内、91日以上120日以内の合計）を交付している企業は全体の94.4%、60日以内の手形を交付している企業は全体の10.4%であった。

図表7 令和5年度手形サイトの状況



(出典) 国土交通省「令和5年度下請取引等実態調査」

【普及に向けた取組】

・日建連の取組

建設業界においては、一般社団法人日本建設業連合会（以下、「日建連」という。）が、2017年3月に国土交通省からの要請を受け「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主

行動計画」を策定し、専門工事企業等との取引条件改善等の取組を進めている。中小企業庁等の要請も受けながら、2024年3月には自主行動計画第3回改定および徹底プランの策定を行っている。同プランにおいて、日建連会員企業は、支払条件と利益提供要請について各事項を徹底することとされている。特に支払条件については、「絶対に実施しない事項」として、「下請負人等との間で書面により現金払の合意をしているにもかかわらず、手形等で支払うこと」が定められている。また、「可能な限り実施する事項」として、「政府が掲げる『2026年までの約束手形の利用廃止』に向け、会員各社の支払の現金払化の促進、現金払化が難しい場合には、電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促進すること」「下請代金の支払に係る手形等のサイトは、60日以内とすること」が定められている<sup>9</sup>。

### 3. 現況の整理と仮説の設定

整理した制度改正の概要や建設業界における現況等を基に、各制度改正が建設業界に及ぼす影響について以下の表のとおり仮説を設定した。その背景や設定理由を以下に示す。

各制度改正がもたらす影響の考察

	電子帳簿保存法	約束手形の廃止・サイトの短縮
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経理の電子化</li> <li>・電子商取引の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払手段の電子化</li> <li>・元下間取引の適正化</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務フローの変化に伴う負担</li> <li>・電子化するメリットに欠ける</li> <li>・紙への慣れ、電子化への抵抗感</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形払いの慣習化</li> <li>・取引先の支払条件の改善</li> <li>・紙への慣れ、電子化への抵抗感</li> </ul>
課題となる請負階層	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元請企業</li> <li>・下請企業</li> </ul>
予想される企業の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを導入せず制度に対応</li> <li>・電子と紙の併存</li> <li>・取引先に紙での書類授受を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元請による電子記録債権導入の働きかけ</li> <li>・借入による立替負担の補填</li> <li>・発注者、施主への支払条件の交渉</li> </ul>
【仮説】 商慣習の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正電帳法を契機とした <u>電子商取引の普及は限定的</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;元請企業&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>電子記録債権への移行</u></li> <li>・<u>現金払いへの移行</u></li> </ul> </li> <li>-----</li> <li>&lt;下請企業&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュインの早期化による <u>資金繰り負担の緩和</u></li> </ul> </li> </ul>

<sup>9</sup> 日建連「自主行動計画改定プラン 改定のポイント・徹底プランの概要」（2024年3月25日）



## (1) 電子帳簿保存法の改正

### 【期待される効果】

社内の書類管理の電子化、企業間の取引で生じる請求書や領収書等の電子化は、経理における事務手続きの効率化や生産性の向上に寄与する可能性がある。また、同法と直接的な関係はなく一歩踏み込んだ想定になるが、企業間取引において発生する書類の電子化は、電子商取引システム導入に寄与する可能性もある。以上を踏まえ、電子帳簿保存法の改正に伴う企業への影響として「経理の電子化」「電子商取引の拡大」が期待される。

### 【課題】

慣れた紙からの脱却は一時的な業務負担となり、適応にも時間を要するものとする。また、請求書や領収書を電子化する同法は、そもそも電子商取引の少ない企業においてはメリットが感じられにくいものとする。以上を踏まえ、電子帳簿保存法への対応にあたり「業務フローの変化に伴う負担」「電子化するメリットに欠ける」「紙への慣れ、電子化への抵抗感」が課題として挙げられる。

### 【課題となる請負階層】

事業規模の小さな企業ほど電子帳簿保存法への対応は遅れていると考えられる。その理由は課題で述べたとおり、業務フローの変化や電子化への抵抗感が、事業規模の小さな企業にとってより大きな負担となり、電子化するメリットが感じられない、といった点によるものである。事業規模の大きさと位置する請負階層は必ずしも一致しないが、本調査研究においては請負階層が低い企業ほど電子帳簿保存法への対応が遅れているものと予測する。

### 【予想される企業の対応】

電子帳簿保存法の改正の経緯を紐解くと、電子での保存要件は緩和の経過を辿っている。特に2022年の改正においては、これまでの要件であった税務署長の事前承認制度の廃止やタイムスタンプの要件緩和がなされ、そのためのシステム導入も必須ではなくなっている。これらの経緯を踏まえ、タイムスタンプなど電子保存に係るシステムを導入せず対応する企業が増加すると考えられる。また、それに伴い電子と紙の管理を並行する企業や、電子での保存を避けるため取引先に紙での書類授受を求める企業も増加すると予測する。

### 【仮説】

これらの背景を踏まえ、電子帳簿保存法への対応により電子商取引の拡大が期待されるものの、請負階層が低い企業ほど対応が遅れがみられるものと予測し、「電子帳簿保存法の改正を契機とした電子商取引の普及は限定的」との仮説を設定する。

## (2) 約束手形の廃止及びサイトの短縮

### 【期待される効果】

手形の廃止を見据え、中小企業庁や全銀協は電子記録債権（でんさい）の普及を推進している。また、手形の廃止に合わせて求められるのがサイトの短縮であり 2024 年 11 月以降、サイト 60 日を超える手形が「割引困難手形」に該当するおそれがあるとして、元下間取引の適正化に向けた企業の対応が求められている。以上を踏まえ、約束手形の廃止及びサイトの短縮に伴う企業への影響として「支払手段の電子化」「元下間取引の適正化」が期待される。

### 【課題】

中小企業庁などではできる限りの現金払いやサイト短縮を求めているが、そのためには発注者や施主からの支払条件の改善も必須であり、サプライチェーン全体での取組が求められる。また、電子帳簿保存法と同様に電子化への抵抗感も電子記録債権普及の阻害要因となっていると考えられる。以上を踏まえ、約束手形の廃止及びサイトの短縮への対応にあたり「手形払いの慣習化」「取引先の支払条件の改善」「紙への慣れ、電子化への抵抗感」が課題といえる。

### 【課題となる請負階層】

電子記録債権や現金払いへの移行は、企業個社の対応ではなく、元下間での取組、延いてはサプライチェーン全体での取組が求められる。電子記録債権においては支払側と受取側の両者が電子化に対応する必要がある。現金払いにおいては元請企業の立替負担が課題となり、また、支払いを受ける 1 次下請企業から 2 次下請、3 次下請への資金の流動化も同制度改正の見据えるところとなる。以上を踏まえ、同制度改正への対応にあたり課題となる請負階層は元請企業と下請企業の両者であると予測する。

### 【予想される企業の対応】

電子記録債権への対応にあたっては、手形の廃止に伴い元請企業から下請企業へ導入の働きかけがあるものと予測する。また、電子記録債権を導入せず現金払いに移行する場合には、従来手形の延べ払いに頼っていた立替分を借入等で補う企業や、施主・発注者に対し支払条件の改善に向けた交渉を行う元請企業も増加するものと予測する。

### 【仮説】

これらの背景を踏まえ、約束手形の廃止及びサイトの短縮による影響は元請企業と下請企業によって異なるものと予測する。元請企業においては「電子記録債権への移行」「現金払いへの移行」、下請企業においては「キャッシュインの早期化による資金繰り負担の緩和」との仮説を設定する。

## 4. アンケート調査

設定した仮説に基づき、建設企業の各制度改正への対応状況を把握すべく、全国の建設企業の属する施工協力会<sup>10</sup>を有する大手ゼネコン8社の協力の下、各協力会の会員企業を対象としたアンケート調査を実施した。調査結果については、選択式の回答結果をクロス集計により分析した結果と、自由記述の回答結果をテキストマイニングにより分析した結果を示している。

調査名称	制度改正の対応状況に関するアンケート調査
調査目的	近年施行されている各制度が建設業にもたらす変化を考察するにあたって、その基礎資料として各建設企業の対応状況を把握する
対象者	大手ゼネコン8社の施工協力会に所属する建設会社
対象数（概数）	約8,600社
調査内容	「電子取引への対応状況」 「改正電子帳簿保存法への対応状況」 「約束手形の廃止への対応状況」 「手形等サイトの短縮への対応状況」
実施期間 <sup>11</sup>	2024年9月18日から同年10月16日
実施方式	Web回答方式
有効回答数 <sup>12</sup>	2,009件（回答率23.4% ※参考値）

<sup>10</sup> ゼネコン各社は、自社の施工に重要な役割を担う建設会社による施工協力会を組織しており、各ゼネコンの協力会にはそれぞれ多くの建設会社が属している。

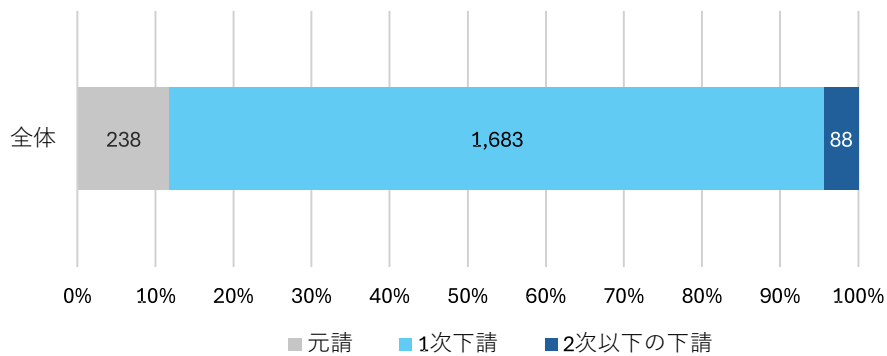
<sup>11</sup> 当初、2024年9月4日～9月30日を実施期間として調査を開始したが、システムの不備により一時運用を停止、同年9月18日～10月16日を実施期間として調査を再開した。

<sup>12</sup> 複数のゼネコン協力会に所属している企業がそれぞれのゼネコン協力会からの案内に回答し、重複している場合は、回答日時の早い回答を有効としている。また、同じ法人で異なる事業所からの回答があった場合は、事業所の所在する都道府県が同じ場合を除き、1件としてカウントしている。

(1) クロス集計による分析

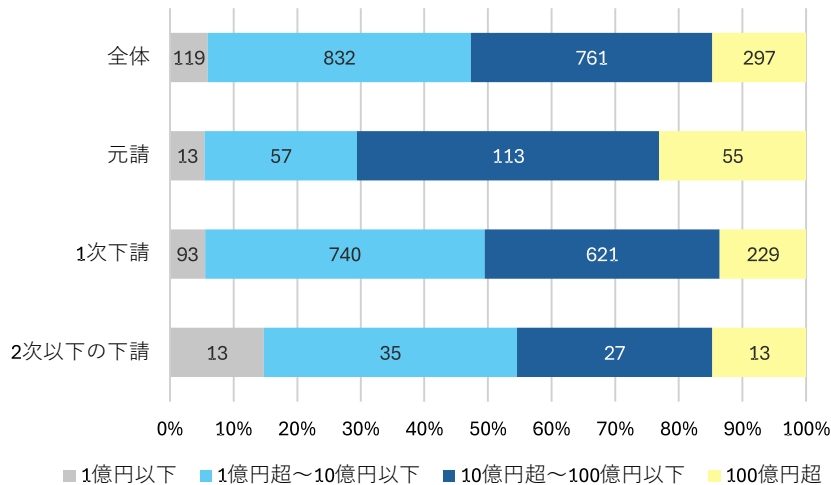
図表8は、回答企業の主な請負階層を示している。今回はゼネコンの協力会社をアンケート回答企業の対象としたことから、8割以上の回答企業が「1次下請」である。なお、「2次以下の下請」は回答数が特に少数であるため、本アンケート調査における同階層の結果は、その平均像を必ずしも示したものではないことに留意されたい。

図表8 主な請負階層



図表9は、請負階層別の完成工事高を示している。「元請」では「10億円超～100億円以下」「100億円超」の割合が比較的多い。

図表9 前年度の完成工事高

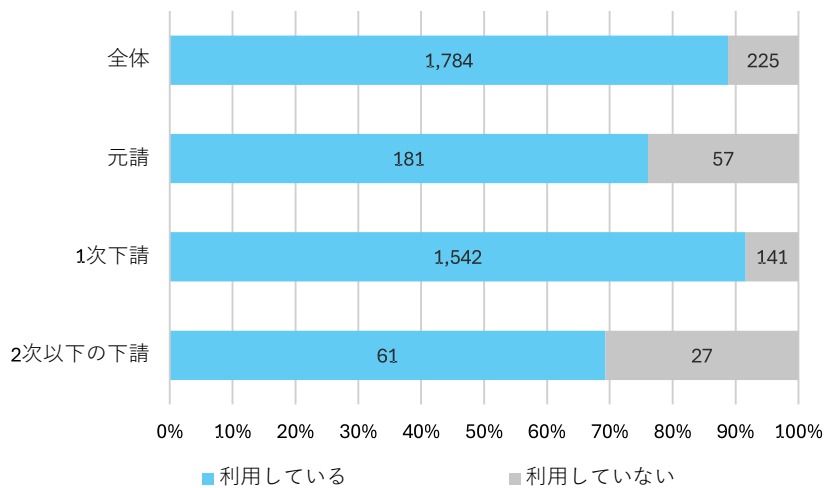


①電子商取引への対応状況

【普及状況】

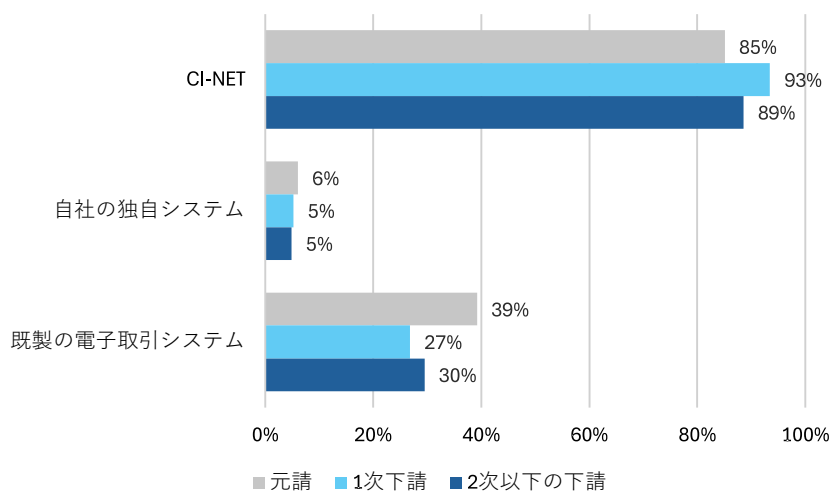
図表10は、電子商取引の利用状況を示している。「利用している」企業は「元請」、「2次以下の下請」の約7割に対し、「1次下請」では約9割と特に多い。これは、電子商取引を利用する大手ゼネコン(元請)との取引が、「1次下請」は他の請負階層より多いためだと考えられる。

図表10 電子商取引の利用状況



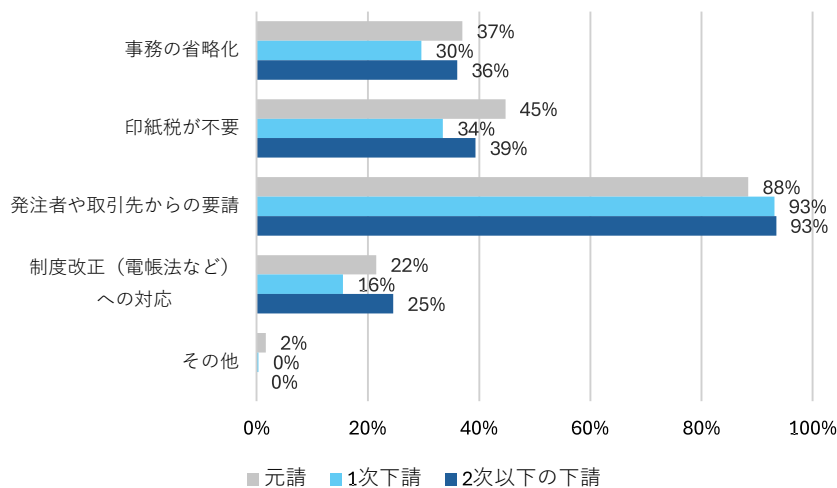
図表11は、利用する電子商取引システムを示している。いずれの請負階層においても、最も回答比率の高い回答は「CI-NET」であり、各階層で8割を超えている。

図表11 利用する電子商取引システム（複数回答可）



図表12は、電子商取引導入のきっかけを示している。いずれの請負階層においても、最も回答比率の高い回答は「発注者や取引先からの要請」である。一方、「制度改正（電子帳簿保存法など）への対応」の回答比率は他の回答と比較して低い。電子商取引導入のきっかけとして、請負階層が上層である企業からの働きかけが要因として大きく、電子帳簿保存法など制度改正が電子商取引に与える影響は限定的である可能性が示される結果となった。

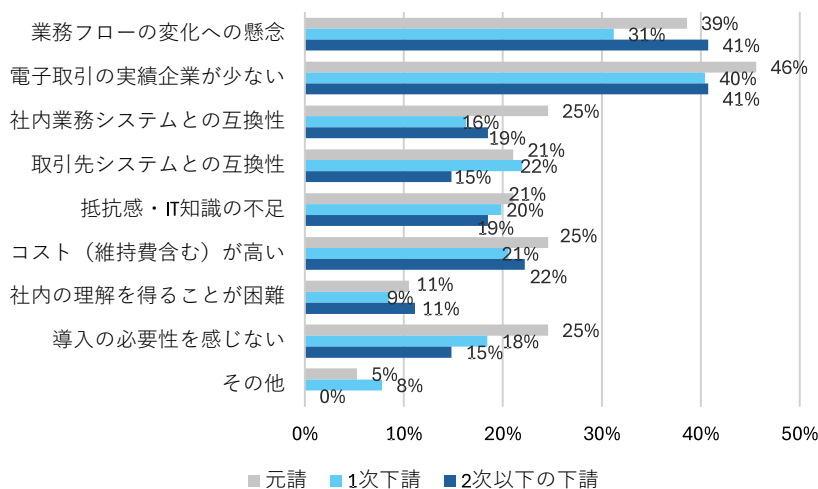
図表12 電子商取引導入のきっかけ（複数回答可）



【課題】

図表13は、電子商取引を導入しない理由を示している。いずれの請負階層においても、特に回答比率の高い回答は「業務フローの変化への懸念」「電子取引の実績企業が少ない」である。慣れた紙書類からの脱却に対する懸念や、周りに電子商取引を実施する企業が少なく、個社の対応では導入が難しいことなどが普及の課題である可能性が示される結果となった。

図表13 電子商取引を導入しない理由（複数回答可）

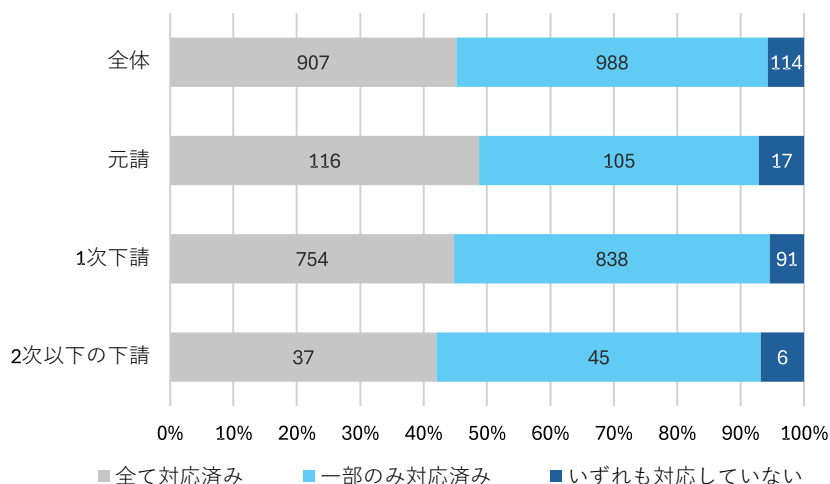


②電子帳簿保存法への対応状況

【普及状況】

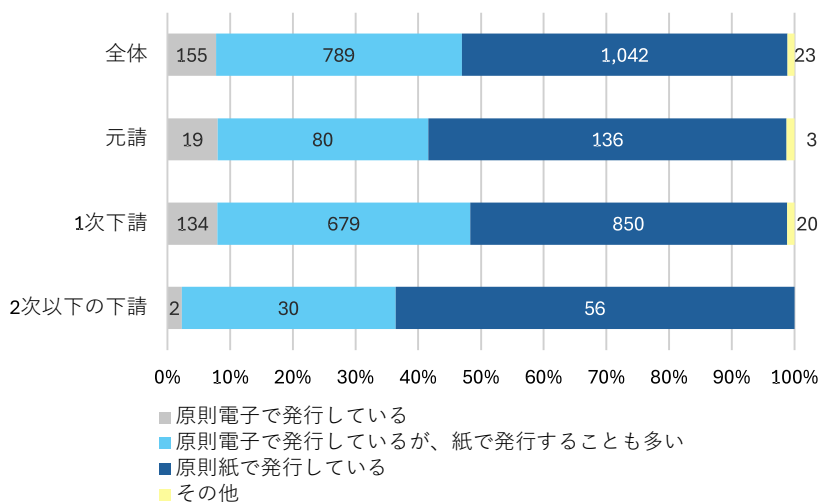
図表14は、電子帳簿保存法への対応状況を示している。全体で見ると、「一部のみ対応済み」が約5割、「いずれも対応していない」が1割弱である。請負階層別で見ると、大きな傾向は変わらないものの、請負階層の低い企業ほど「全て対応済み」の割合が低い。

図表14 電子帳簿保存法への対応状況



図表15は、発行書類<sup>13</sup>の電子化の状況を示している。全体で見ると約5割の企業が「原則紙で発行している」と回答している。請負階層別で見ると、電子で発行している企業の割合は「元請」よりも「1次下請」の方が高い。これは他の請負階層と比較して、「1次下請」が大手ゼネコン（元請）と電子で書類の授受を実施する機会が多いためだと考えられる。

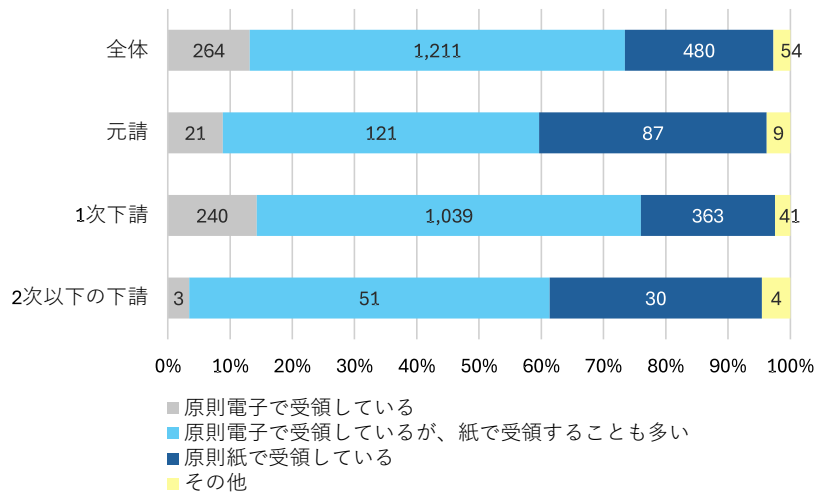
図表15 発行書類の電子化の状況



<sup>13</sup> 注文請書、見積書、契約書、請求書等

図表 16 は、受領書類の電子化の状況を示している。全体で見ると約 6 割の企業が「原則電子で受領しているが紙で受領することも多い」と回答している。請負階層別で見ると、発行書類と同様、電子で受領している企業の割合は「1 次下請」が最も高い。これは発行書類と同様、「1 次下請」は大手ゼネコン（元請）と電子で取引する機会が多いためだと考えられる。

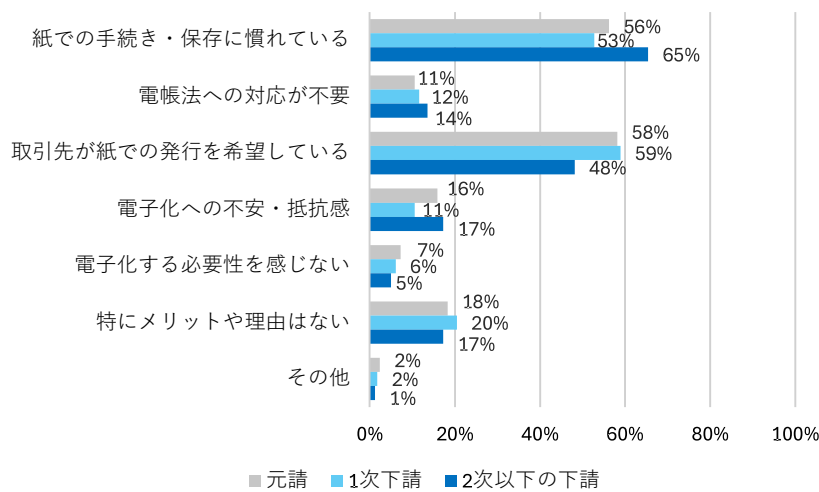
図表 16 受領書類の電子化の状況



【課題】

図表 17 は、紙で書類を発行するメリットや理由を示している。いずれの請負階層においても、特に回答比率の高い回答は「紙の手続き・保管に慣れている」「取引先に紙での発行を求められる」である。電子商取引と同様、慣れた紙書類からの脱却や、取引先が電子化に対応しておらず、個社の対応では電子化が難しいことなどが課題である可能性が示される結果となった。

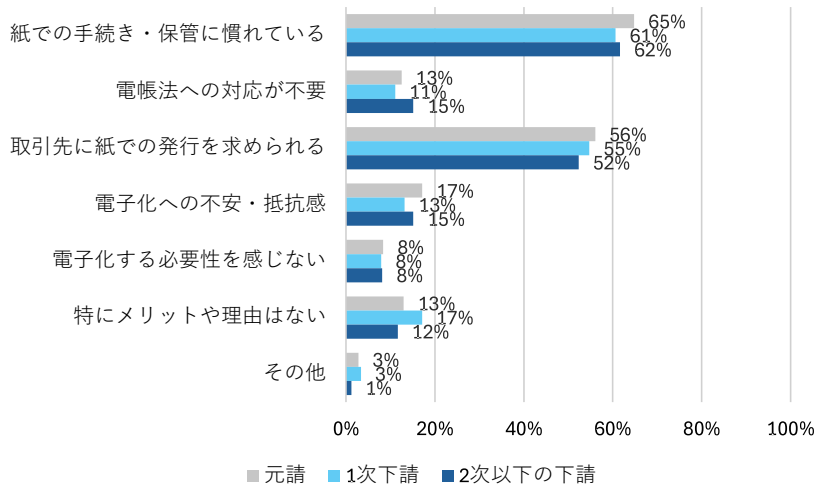
図表 17 紙で書類を発行する理由やメリット（複数回答可）





図表18は、紙で書類を受領するメリットや理由を示している。いずれの請負階層においても、特に回答比率の高い回答は「紙の手続き・保管に慣れている」「取引先が紙での発行を希望している」である。これは紙で書類を発行するメリットや理由と同様の傾向となっている。

図表18 紙で書類を受領する理由やメリット（複数回答可）

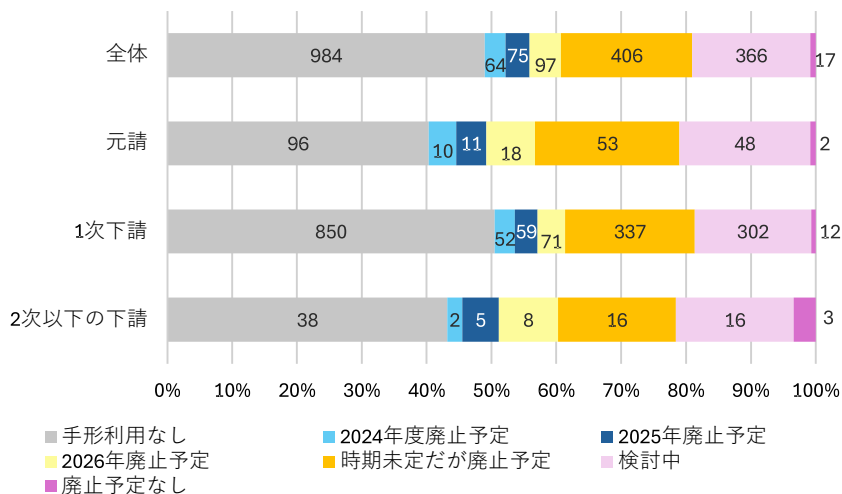


③ 約束手形の廃止及びサイト短縮への対応状況

【普及状況】

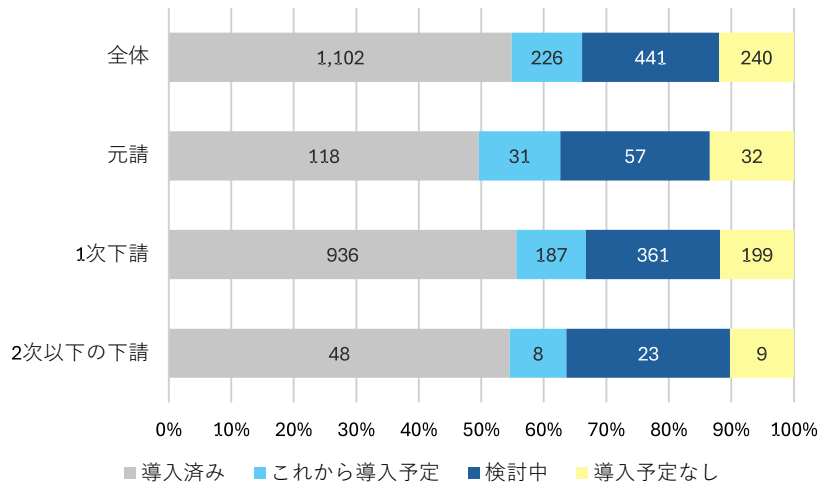
図表19は、紙の手形の利用状況及び利用廃止の予定時期を示している。全体で見ると、約5割の企業が「手形利用なし」と回答しており、裏を返すと、約半数の企業が紙の手形を利用している。請負階層別で見ると、「手形利用なし」の割合は「元請」よりも「1次下請」の方が高い。これは総合建設業である元請の方が資材代や下請代に係る立替負担が大きく、資金繰り緩和の目的で手形を利用することが多くなるためだと考えられる。

図表19 紙の手形の利用状況及び利用廃止の予定時期



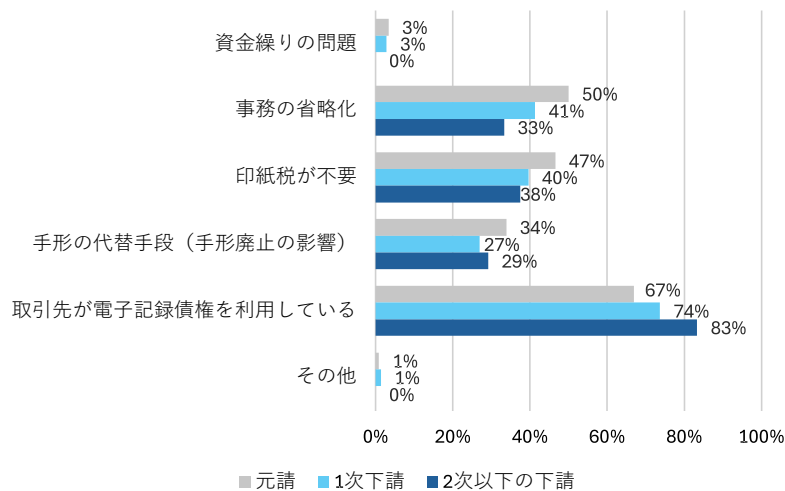
図表 20 は、電子記録債権の導入状況を示している。全体でみると、5割強の企業が「導入済み」と回答している。導入予定の状況を見ると、「これから導入予定」が約1割、「検討中」が約2割、「導入予定なし」が1割強となっている。請負階層別でみると、「導入済み」の割合は「元請」よりも「1次下請」「2次以下の下請」の方が高い。

図表20 電子記録債権の導入状況



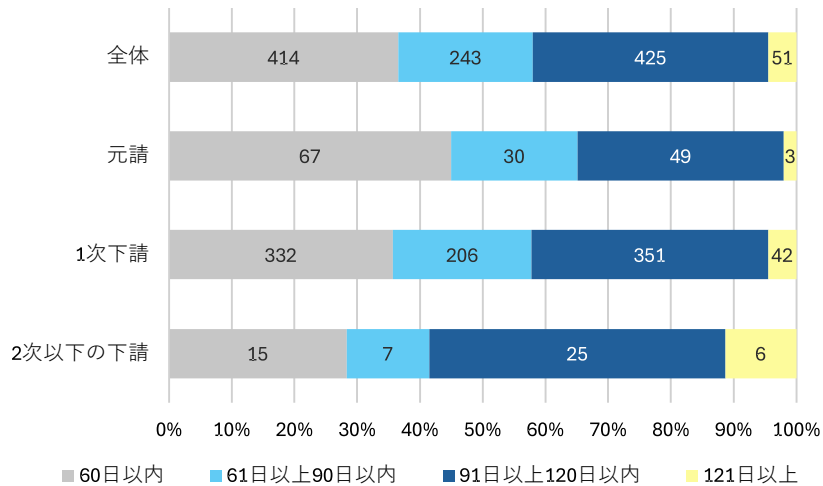
図表 21 は、電子記録債権導入のきっかけを示している。いずれの請負階層においても、特に回答比率の高い回答は「取引先が電子記録債権を導入している」である。電子記録債権を導入するにあたり、元請や取引先からの働きかけが大きな要因となる可能性が示される結果となった。

図表21 電子記録債権導入のきっかけ（複数回答可）



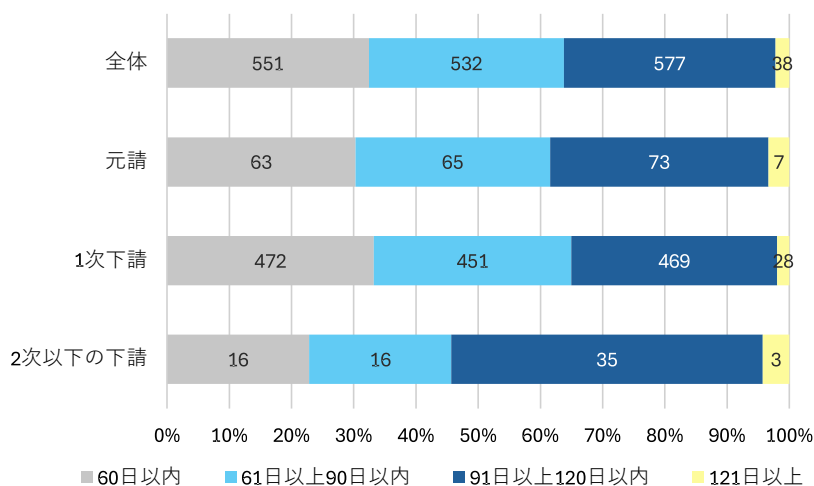
図表 22 は、支払手形を利用している企業のサイト状況を示している。全体で見ると 4 割弱の企業が「60 日以内」と回答している。請負階層別で見ると、「60 日以内」の割合は「元請」が最も高い。2024 年 11 月以降、元請から下請への手形サイトを 60 日以内にする指導基準の改正がされたことが要因の一つであると考えられる。

図表22 支払サイトの状況



図表 23 は、受取手形がある企業のサイト状況を示している。全体で見ると約 3 割の企業が「60 日以内」と回答している。請負階層別で見ると、「60 日以内」の割合は「1 次下請」で最も高く、次いで「元請」が高い。

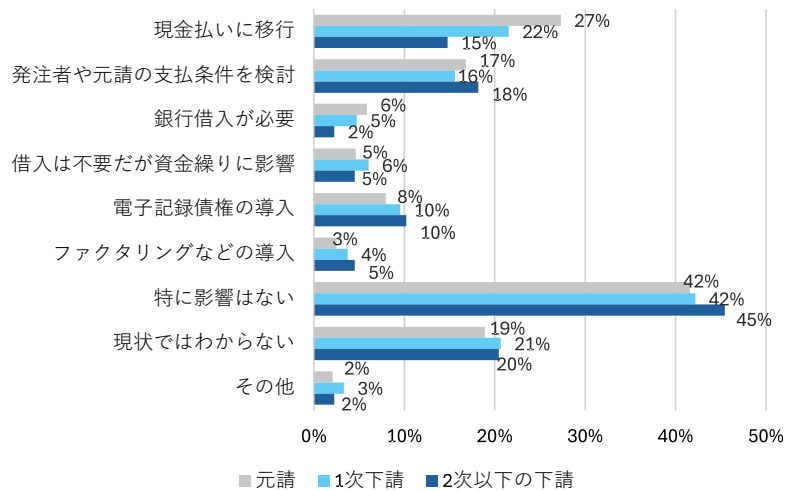
図表23 受取サイトの状況



【課題】

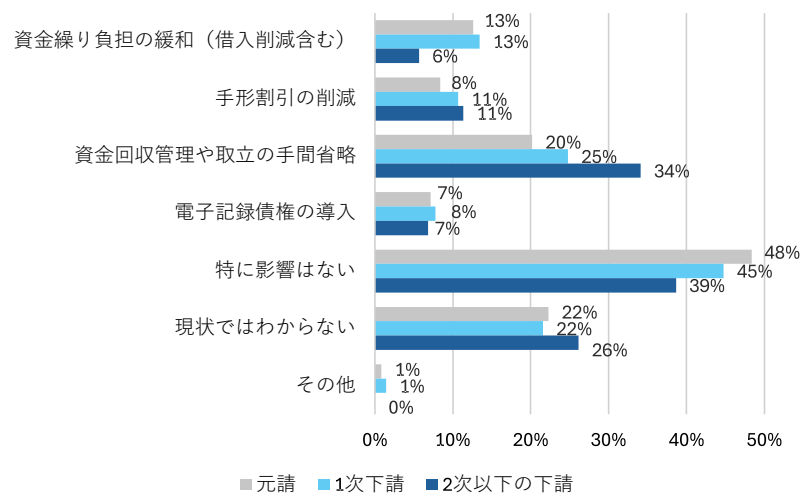
図表 24 は、手形で支払う立場として手形廃止が及ぼす影響を示している。特に回答比率の高い回答は「特に影響はない」「現状ではわからない」である。企業への影響に関する回答をみると、「電子記録債権の導入」よりも「現金払いへの移行」を検討する企業が多い。また、「発注者や元請の支払条件を検討」の回答比率も高かったことから、現金払いへの移行にあたっては、取引先や上層企業からの支払条件の改善が求められる可能性が示される結果となった。

図表24 手形で支払う立場として手形廃止が及ぼす影響（複数回答可）



図表 25 は、手形で受取る立場として手形廃止が及ぼす影響を示している。特に回答比率の高い回答は「特に影響はない」「現状ではわからない」である。資金繰りへの影響に関する回答をみると、「資金繰り負担の緩和（借入削減含む）」「手形割引の削減」の回答比率はそれぞれ約1割程度であり、資金繰り負担の軽減に期待する回答比率はそれほど多くなかった。

図表25 手形を受取る立場として手形廃止が及ぼす影響（複数回答可）



## (2) テキストマイニングによる分析

アンケート調査の結果より、各制度への懸念事項や意見に関して自由記述があったものをテキストマイニング<sup>14</sup>により分析した。分析にあたっては KHcoder3 を使用し、形態素解析<sup>15</sup>と共起分析<sup>16</sup>を行った。なお、形態素解析の前処理として以下の処理を行っている。

- ✓ 未知語の強制抽出  
「CI-NET」「電帳法」「でんさい」など、専門的であるため未知語に分類される用語を、強制抽出対象として登録した。
- ✓ 複合語の強制抽出  
「電子／取引」「電子／帳簿／保存／法」「電子／記録／債権」のように分解されて抽出される複合語を、強制抽出対象として登録した。
- ✓ 頻出単語の除外  
「考える」「思う」「取組」「対応」など、回答の傾向を得ることの妨げになる頻出の語句を、除外対象として登録した。
- ✓ 表記ゆれの統一  
「CI-NET」「CINET」「CI-NET」「CI ネット」など、表記ゆれが観測された用語を統一して抽出する処理を行った。また、「費用」「コスト」「経費」「利用料金」など、厳密には意味は異なるが同等の意味として使用される用語を統一して抽出する処理を行った。

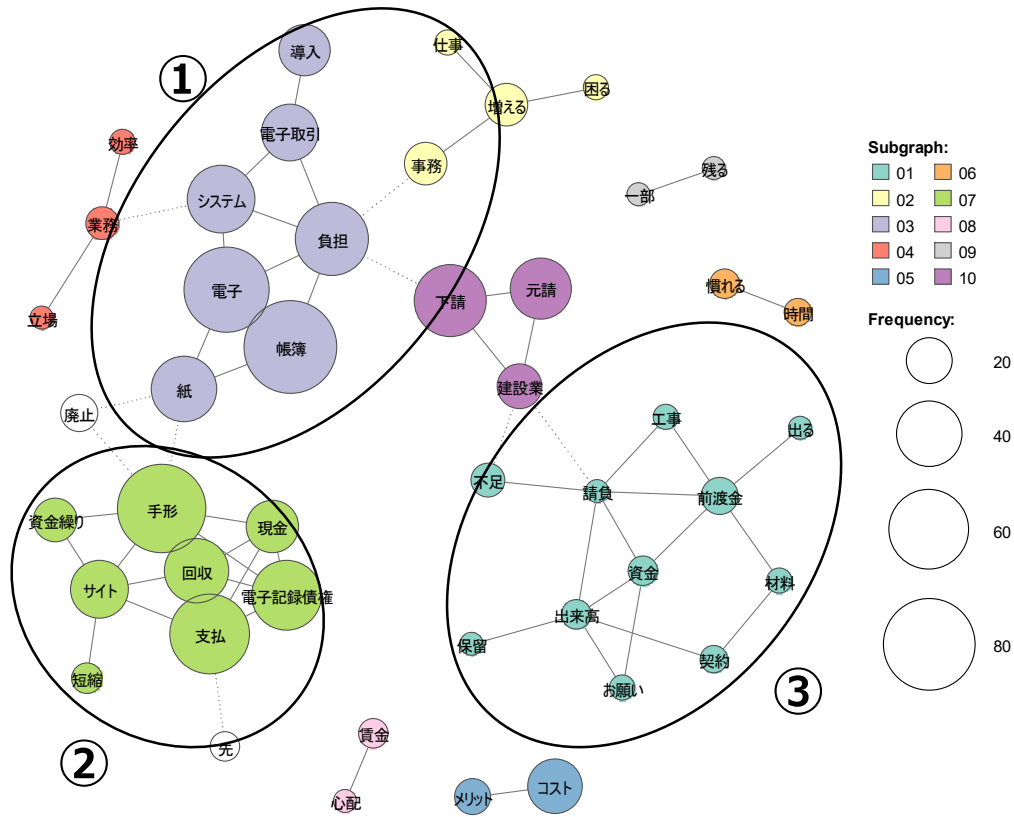
図表 26 は、その分析結果を示している。分析結果から、内容を大きく 3 つのグループに分類した。グループ①をみると、電子商取引や電子帳簿保存法についての回答が集まっている。「電子取引」「システム」「帳簿」から「負担」「事務」「増える」といった語句に結びついており、システム導入による事務負担の増加が懸念事項として読み取れる。グループ②をみると、手形や電子記録債権についての回答が集まっている。「手形」「電子記録債権」から「支払」「回収」「現金」「サイト」といった語句に結びついており、現金払いやサイト短縮など支払条件、回収条件が懸念事項として読み取れる。グループ③をみると、「請負」「工事」「不足」といった語句から、建設工事における人手や資金の不足といった課題が読み取れる。また、そこから「資金」「出来高」「前渡金」や、「契約」「お願い」「材料」などに繋がっていることから、請負契約や資材購入に係る支払条件などについて回答されている傾向が読み取れる。

<sup>14</sup> テキストマイニングとは、自然言語を定量的に扱うことで単語の出現頻度や単語間の関係性などの有益な情報を抽出する分析手法。

<sup>15</sup> 形態素解析とは、自然言語を辞書 (Chasen) に基づき最小単位に分解し、品詞や活用の変化などを判別する解析。

<sup>16</sup> 共起分析とは、語と語の関係性の強さを図る分析。語句間の関係性を確率的に表す Jaccard 係数を算出し、それを用いて共起ネットワーク図を描画し、分析を行う。

図表26 各制度への懸念事項や意見（自由記述）



グループ	分析結果
①電子商取引・電子帳簿保存法	・「電子取引」「システム」「帳簿」「負担」「事務」「増える」といった語句から、システム導入による事務負担の増加が懸念事項として読み取れる。
②手形・電子記録債権	・「手形」「電子記録債権」「支払」「回収」「現金」「サイト」といった語句から、現金払いやサイト短縮など支払条件、回収条件が懸念事項として読み取れる。
③資金不足等の建設業の課題	・「請負」「工事」「不足」といった語句から、建設工事における人手や資金の不足といった課題が読み取れる。 ・「資金」「出来高」「前渡金」「契約」「お願い」「材料」などから、建設業における請負契約や資材購入に係る支払条件などの商習慣が懸念事項として読み取れる。

以上がテキストマイニングによる分析結果である。なお、たとえばグループ②における「支払」「回収」「現金」「サイト」といった抽出語が、果たして「良い」傾向を表しているのか「悪い」傾向を表しているのかは、厳密には今回の分析結果から断定できないが、分析の対象とした実際の回答結果からも、以下に一部示すような回答が具体的に得られている。

<①電子商取引・電子帳簿保存法>

- ・紙ベースでの見積、注文、請求が主であり業務軽減等には寄与していない
- ・紙での保存に慣れており不具合を感じないので電帳法に抵抗があるし対応できるか不安

<②手形・電子記録債権>

- ・手形をなくしすべて現金支払いにした方がよい
- ・電子記録債権の支払は60日にしているが、入金が60～120日とまちまちである
- ・手形サイト60日化に伴う資金繰りへの影響を懸念している

<③資金不足等の建設業の課題>

- ・中小零細の問題は人手不足、後継者不足、資金不足である
- ・民間工事の発注者側の支払に対する考えや、出来高払いの導入など条件緩和の機運や法整備が行われない限り、手形が支払の選択肢となり続けると考えられる

## 5. ヒアリング調査

業界における実際の現状を把握すべく、大手ゼネコン、地方建設業協会、ゼネコンの協力会社を対象にヒアリング調査を実施した。なお、ゼネコンの協力会社は、アンケート調査の回答者を対象としている。

### (1) 大手ゼネコンへのヒアリング調査

ヒアリングの対象は、五洋建設株式会社とした。同社は、2017年より協力会社への支払いをすべて現金払いとしており、約束手形を利用していない。約束手形の廃止に伴い課題とされている元下間取引の適正化について、先進的に取り組んでいるゼネコンの一つである。

#### 五洋建設株式会社

◇手形廃止・サイト短縮についてヒアリング（実施日：2024年10月4日）

##### 【現金払い移行の背景】

- ・当時、東京オリンピックに向けての工事需要があり、各社業績が伸びている状況であった。ポストオリンピックを見据え多くのゼネコンが脱請負を掲げ、コンセッションや不動産投資など建設業とは違う事業への投資に舵を切っていたが、当社は中期経営計画で「請負を極める」を掲げ、建設会社として施工力の強化に力を注いだ。
- ・当社としては自分たちが一番責任をもってリスクを管理できるのは建設業（ものづくり）

であると考え、自社の技術力を強化すると同時に、協力会社の強化を推進した。

- ・ ゼネコンは協力会社に頼る部分が多い。東京オリンピックの工事需要が増加するなか、協力会社は職人の確保に資金を向けなければならない状況であったことから、それを支援すると同時に確保した職人の育成に力を入れて欲しいという思いから手形廃止に踏み切った。運用にあたっては、当社の思いをきちんと協力会社に説明するとともに、1次から2次、3次へ資金が流れるようアフターフォローも継続的に行った。

#### 【当時の課題や懸念】

- ・ 課題はやはりキャッシュフローであった。手形を廃止すると、一時的ではあるが数百億円（会社規模によって違うが）の資金が必要となるが、タイミング的に業績が右肩上がりである資金に余裕があったことも手形を廃止できた要因である。
- ・ 金利環境的にも当時はマイナス金利であり、今と比べると資金調達コストが低かったので切り替えるタイミングとしてはよかった。また、工事量にしてもしばらくは高水準が継続することがみえていたので、安定した業績が見据えられたのも手形廃止に踏み切れた大きな要因であった。

#### 【施主・発注者からの支払条件の変化】

- ・ 民間の発注者に対してはもちろん個別にお願いはしたが、個社ごとの支払条件があるためなかなか難しい。
- ・ 発注者の支払条件において、公共工事では出来高払い等が広く普及しているが、民間工事では大型だと俗にいう10:10:80（テンテンパー）などの支払条件もあった。近年の支払条件は少しずつ改善しており、当社の受注は公共と民間で半々くらいであるため他のゼネコンに比べればキャッシュフローはよいかもかもしれないが、金利負担はやはり小さくない。

#### 【今後の課題】

- ・ 支払条件の改善を発注者に求めるのは一つ的手段ではあるが、その金利負担を誰が負うのか、といえばやはり発注者か元請である。発注者に体力があればいいが、民間企業であれば何百億という運連資金の立替分は結局どこからか調達しなければならない。
- ・ 今後の金利上昇を見据えれば、何百億という工事だと金利もかなりの負担になり、工事原価とともに請負金額に反映させることが望ましい。ただし、金融コストを度外視して入札してくるゼネコンがいると思われるので、そういった条件は同じにしてもらわなければならないという課題もある。
- ・ 協力会社の財務健全性を考えると、資金の立替負担は元請が負うのはやむを得ないと考えられるので、施主・元請間の支払条件も月次とまではいかないが四半期ごと、もしくは半期ごとに支払いを受けられるような環境が必要だと考える。



## (2) 地方建設業協会へのヒアリング調査

ヒアリングの対象は、四国建設業協会連合会（以下、「四建連」という。）の幹事県である一般社団法人徳島県建設業協会とした。四建連は、2024年10月に開催された全建と都道府県協会、国土交通省などによる四国ブロック会議において、手形のサイト短縮について基準を明確にしたQ&Aが必要であるなどの問題提起をしており、四建連として会員企業へ制度概要の周知を図るなどの先進的な取組を行っている。

### 四国建設業協会連合会（一般社団法人徳島県建設業協会）

◇手形廃止・サイト短縮についてヒアリング（実施日：2024年11月21日）

#### 【県内の手形利用状況】

- ・ 大手ゼネコンからの受取りはあるが、県内における手形の利用状況はそれほど多くはない。近年のサイトは90日が多く、手形を利用した場合の支払条件は、現金：手形で資材含め7：3ほどではないだろうか。
  - ・ しかし、サイト短縮は全企業対象なのか、資材代も60日以内になるのか、など企業から協会への問い合わせは多い（以下問い合わせ事例）。
- ✓手形廃止やサイト短縮は全企業対象なのか
  - ✓資材の支払いもサイト60日以内なのか
  - ✓たとえば支払日が同じ20日でも、月をまたぐとサイト60日が61日になることもあるが、違反なのか
  - ✓資材の取引は下請法に該当しないが、たとえば生コン購入時に強度を指定すると、製造委託に該当（下請法に適用）されるのか
  - ✓そもそも罰則は明確にあるのか

#### 【サイト短縮への取組】

- ・ 下請法と建設業法が絡み、制度内容が非常に複雑である。資材代金の支払いは下請法、建設業法ともに適用外だが、そこに加工等があると製造委託に該当し、サイト60日以内への対応が求められる。こういった基準を国が公開する資料を読んだだけで企業が判断することは難しい。
- ・ 今年度の全建四国ブロック会議に際し、明確なQ&Aを出してほしいと国交省に対して意見を提出した。その後、元下間取引における下請法と建設業法における運用の違いや資材購入に係る契約の下請法上の扱いなど、四国地方整備局との打ち合わせを経て、会員企業向けに要点をまとめた説明資料を作成し配布した。当該資料は全建や他県の協会にも配布している。

**【手形廃止に向けた状況】**

- ・ 「でんさい」について県内での普及は限定的である。また、「でんさい」移行よりも現金払いに移行しようとする企業が多いように思える。
- ・ 「でんさい」が普及しない要因として下請がシステムを導入する必要があることも大きい。
- ・ 「でんさい」利用を大手ゼネコンから協力会社、地場ゼネコンに指示することはできても、地場ゼネコンから下請企業への普及については、電子化への抵抗感や「でんさい」導入の必要性が乏しいことから難しい。紙からの電子移行は取引先と足並みをそろえる必要があり、それならいっそのこと現金払いへ移行するという動きもみられる。そうになると結局借入に頼らなければならない企業もあるだろう。

**【今後の課題】**

- ・ サイト短縮に関しては、国の資料が明確でない部分が多い。中小企業の経営者では違反かどうかの判断がおそらくできない。やはり国がガイドラインやQ&Aの策定をする必要がある。
- ・ 手形から現金に変更した場合、最初の数か月の資金繰りが厳しくなる。実際の対応状況は企業によって異なるが、銀行借入に頼らざるを得ない企業もあると考えられ、各企業が足並みそろえて一律で対応することは難しいだろう。

### (3) 協力会社へのヒアリング調査

ヒアリングの対象は、アンケート調査の回答企業3社とした。なお、3社の企業情報は以下のとおりである。

企業情報	建設会社 A 社	建設会社 B 社	建設会社 C 社
資本金	1,000～5,000 万円以下	1,000～5,000 万円以下	1,000～5,000 万円以下
前年度の完工高	1～10 億円以下	10～100 億円以下	1～10 億円以下
業種	防水工事	ガラス工事	鋼構造物工事
請負階層	1 次下請	2 次下請	1 次下請

#### 電子商取引に関するヒアリング結果

企業	ヒアリング概要
建設会社 A 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子商取引は全国規模の大手ゼネコンとの取引にのみ利用。地場ゼネコンとの利用はなく当社が元請に入った際にも電子商取引の実施はない。</li> <li>大手ゼネコンとは複数社取引しているが、各社でシステムが異なる。本来なら、システムを統一し業務範囲も見積～出来高確認まで一気通貫できれば楽だが、互換性は仕方がないと割り切っている。</li> <li>地場企業との取引は基本的に紙である。<b>地場ゼネコン含め、電子商取引の普及には程遠い。</b>紙での管理に慣れている分、抵抗感も強いのではないかと。当社は電子への対応は先進的な方だと思うが、相手先あってのことなので無理強いすることもない。</li> </ul>
建設会社 B 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムを利用した電子商取引はなく、メールや紙ベースでのやり取りがほとんどである。ゼネコンとも基本的にメールなどでのやり取りが多い。</li> <li>過去にシステム利用の要請は注文請書などで数件あったのみ。そのうち要請があるかなと思っているが、<b>地場ゼネコン含め紙がほとんど。</b>要請があれば対応するつもりである。</li> <li>懸念としては、システムによって互換性があるため、建設業は統一してこのシステムを利用してください、と決めてもらった方がむしろ対応がしやすい。</li> </ul>
建設会社 C 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子商取引は CI-NET を利用しているが、<b>大手ゼネコンとの取引にのみ実施。地場企業との取引はメールや紙ベースである。</b></li> <li>導入時期は 1 年ほど前。<b>大手ゼネコンからの指示により導入した。</b></li> <li>慣れれば楽なのは間違いない。より下層の企業でどこまで普及できるかという課題と、システムが統一されればより良い、という思いはある。</li> <li>国や自治体の電子契約や、元請が様々な企業と取引する場合の電子商取引は便利。しかし、当社のような専門工事事業が狭い範囲で取引する場合は紙で問題がない。</li> </ul>

## 電子帳簿保存法に関するヒアリング結果

企業	ヒアリング概要
建設会社 A 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社ではシステムの導入はせず、電子での保管に関する社内規定を設けることで対応している。電子帳簿保存法に関する説明セミナーに参加し、システムを導入する方法も検討していたが、コストや事務負担増加の懸念等を加味し、システムは導入しないことに決めた。</li> <li>・ 事務員の対応はこれまでと変わらない方法を取ったので事務負担の変化はそれほどない。強いて言えば社内規定策定にあたっての負担が増えたことである。</li> <li>・ 地場企業からは基本的に紙で書類が出てくる。当社からの書類も電子に対応しているところには電子で提出するが、基本的に紙での発行・受領である。</li> <li>・ <b>同法については制度の目的や意図がみえない。</b>法律を作った後に少しずつ措置緩和しているようだが、中途半端だと思う。結局システム導入は必須ではなくなったが、Excel でデータを管理するだけの法改正に企業のメリットがあるのか。</li> </ul>
建設会社 B 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に対応済み。システム導入はせず、もともと使っていた会計ソフトで今のところ対応。</li> <li>・ <b>対応後の事務は、電子と紙の併存が手間</b>となっている。当社では、書類の管理方法を統一するために紙で受取った請求書もすべて PDF 化して保存している。すべて電子なら複数の請求書の合計額も自動で出せるが、紙があることにより結局そのチェックに手間がかかっている。手形の廃止もそうだが、国は実際に事務をする現場の意見も聴いたうえで、制度をつかってほしい。</li> <li>・ 発行する書類も紙が多いが、郵送料が上がっているため電子への移行も検討している。合わせて取引先も電子に移行してもらえないかお願いするつもりである。</li> </ul>
建設会社 C 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に対応済み。システム導入はしていない。取引先が電子商取引に対応しているかどうかはあまり関係なく、社内はどう保存するかなので経理で使用する会計ソフトで特に問題がない。</li> <li>・ <b>発行する書類は原則紙</b>である。取引先でも事業規模により対応できない場合もあるだろうし、経営者の年代の関係もあるだろう。今後電子商取引に慣れた世代が増えれば検討もするが、現状は取引先に電子化を推進する予定はない。</li> <li>・ 法改正対応後の事務負担は特にはない。ただし、<b>対応後に効率が上がったかと言われればそれも特にはない。</b></li> <li>・ 電子化自体は良い取組だとは思っているが、これまでの慣習を変えることによる事務負担など取り組めない要因も理解できる。どの企業にとっても電子化が良いかと言われればそうは思わない。</li> </ul>

約束手形の廃止及びサイト短縮に関するヒアリング結果

企業	ヒアリング概要
建設会社 A 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は支払手形を利用していない。しかし、電子記録債権含め受取りは多くある。「<b>でんさい</b>」を利用しているが、<b>ほぼ大手ゼネコンに限られ、地場企業との取引はほぼない。</b></li> <li>元請からの支払分含め、受取サイトの大半は 90 日以上である。</li> <li>個人的には地場企業も早く「でんさい」に移行してほしい。早期の「でんさい」導入が難しいとしても、紙の手形は早く廃止するべきだと思う。受取側にとって管理や取立が手間になる。</li> <li>手形帳を発行する金額もどんどん上がっている。以前手形を使用していた時に、全国一律で手形帳の値上げがあった。当時の値上げで地方銀行でも 2,000 円以上の金額となった。</li> </ul>
建設会社 B 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>手形廃止とサイト短縮の制度改革を見据え、2024 年 10 月末から原則の支払いを「でんさい」に移行した。移行にあたっては、取引先に移行が可能かアンケートを取り、大半が対応可能との回答であった。</li> <li>手形を受取ったら早く支払先に回したいため、「でんさい」ならその早期化が可能である。</li> <li>支払サイトは国の方針を踏まえ紙も電子も 60 日以内。それまでは 90 日以内であった。</li> <li>他の電子記録債権は互換性の問題があるため、できる限りシステムを統一してほしい。</li> <li><b>サイト短縮の基準も曖昧な制度部分があって困惑する。元請は必ず 60 日以内にする必要があると認識しているが、取引先のサイトはいまだにまちまちである。強制することもできないので当社社長に相談しているが、おそらく罰則の実例もまだないので様子見している。</b></li> </ul>
建設会社 C 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙の手形は支払いも受取りもない。「でんさい」に関しては受取りでのみ利用しており、<b>相手先は大手ゼネコンくらい</b>である。</li> <li><b>電子化は確かに便利だが手形を利用しない形がとれるのであればそれが一番良い。</b>割引手数料は結局受取側が負担することが慣習となっている。仕事を請け負う側が金利負担をしているようなものである。</li> <li>当社は 1 次下請であり、元請はほぼ公共工事の土木である。公共工事は民間とは違い、前払金や出来高払いがある。民間工事で完成払いであればその間の立替は銀行借入が発生し、金利負担もある。</li> <li><b>中小企業の課題はまず資金不足</b>であると思う。当社は仕入れた材料を加工し据え付けなどを行う専門工事会社だが、材料仕入れや加工するだけでは出来高とならず、代金も回収できない。1 次下請、2 次下請の信用背景の担保が難しいことはわかっているが、たとえば、施主から元請への前払金だけでなく、元請から下請への前払金を担保する制度が必要ではないだろうか。</li> </ul>

## 6. 検証結果及び課題解決に向けての考察

## (1) 検証結果

各仮説の検証結果を表のとおり整理した。その背景や結果の詳細を以下に示す。

各制度改正がもたらす影響の検証結果

	電子帳簿保存法	約束手形の廃止・サイトの短縮
【仮説】 商慣習の 変化	・改正電帳法を契機とした 電子商取引の普及は限定的	<元請企業> ・電子記録債権への移行 ・現金払いへの移行 ----- <下請企業> ・キャッシュインの早期化による資金繰り負担 の緩和
アンケート結果	・電帳法に全て対応済みは4割強、 請負階層が低いほど対応状況は低下 ・約5割が原則紙で書類を発行 ・紙への慣れや電子化に伴う負担増、抵抗 感が課題	・約5割が紙の手形を利用 ・約5割が電子記録債権を導入済 ・元請のサイト60日以内は4割弱 ・手形廃止により支払側は現金払いを検討、 受取側は事務負担の軽減を期待
ヒアリング結果	・事務負担を感じるという意見はあったが、 効率化が図られたという意見はなし ・システム導入せずの対応や、紙と電子の併 存により手間が生じるなどの現状もある ・対応するメリットを企業が感じられていない	・電子記録債権はゼネコン主導に普及してい るが、地場への普及は限定的 ・元請の立替負担（金利等）を発注者と交 渉できる環境が望ましい ・Q&Aの策定など制度の明確な周知が必要
【検証結果】	・改正電帳法を契機とした <u>電子商取引の普及は限定的である</u>	<元請企業> ・ <u>電子記録債権は緩やかに普及するが、</u> <u>地場の下請企業への普及が大きな課題</u> ・ <u>現金払いに移行する企業は増加するが、</u> <u>立替負担の増加が大きな課題</u> ----- <下請企業> ・現金払い、サイト短縮により資金繰りは緩和 されるが、 <u>元請の立替負担の改善が条件</u>

### ① 電子帳簿保存法の改正

#### 【検証結果】

アンケート調査の結果から、電子帳簿保存法に完全に対応できている企業は4割程度であり、電子商取引への対応状況と比較して低い結果となっていた。また、発行する書類を「原則紙で発行」としている企業も約5割となっており、紙への慣れ、電子化に伴う事務負担の増加や抵抗感が課題となっている。

ヒアリング調査の結果から、電子帳簿保存法への対応により事務負担を感じるという意見は多く確認できたが、事務の効率化が図られたというポジティブな意見はなく、電子帳簿保存法への対応に企業がメリットを感じられていない現状が確認できた。また、費用対効果からあえてシステムを導入せず Excel により保存データを管理している企業や、紙と電子の併存により手間が増えたとする企業もあり、電子商取引普及への寄与があまり期待できない現状が確認できた。以上を踏まえ、検証結果は以下のとおりである。

- ・改正電子帳簿保存法を契機とした電子商取引の普及は限定的である

### ② 約束手形の廃止及びサイトの短縮

#### 【検証結果】

アンケート調査の結果から、大手ゼネコンの主導により約5割の企業が電子記録債権を導入しており、2026年の手形廃止を見据え今後も導入企業は増加していくものと推察する。一方、紙の手形を支払手段として利用する企業は、電子記録債権への移行よりも現金払いを検討しているという結果も明らかになった。これはヒアリング調査においても同様の意見があり、地場企業への電子記録債権の移行は、電子化への抵抗感や地場企業が電子化のメリットを感じていないといった側面から、その普及は容易ではない様子がうかがえた。さらに、現金払いへの移行に伴う元請企業の立替負担の増加が予測され、借入の増加や発注者の支払条件の改善が課題となる。

サイトの短縮について、アンケート調査の結果から、「元請」における支払サイトは「60日以内」が4割弱と半数以上が対応に迫られている現状が確認できた。また、現金払いへの移行と同様、元請企業の立替負担が懸念される。以上を踏まえ、検証結果は以下のとおりである。

#### <元請企業>

- ・電子記録債権は緩やかに普及するが、地場の下請企業への普及が大きな課題となる
- ・現金払いに移行する企業は増加するが、立替負担の増加が大きな課題となる

#### <下請企業>

- ・現金払い、サイト短縮により資金繰りは緩和されるが、元請の立替負担の改善が条件となる

## (2) 課題解決に向けての考察

### ① 電子帳簿保存法の改正

経理の電子化による生産性向上や人手不足対策としての事務効率化への寄与が期待される一方、対応後にその恩恵を感じている企業は少なく、定着にも一定の時間を要すると考えられる。システム導入に係る金銭的な支援については、本項で紹介した「IT導入補助金（中小企業庁）」の活用が検討されるが、下請企業も中小企業も取り残すことなく国税庁の掲げる経理の電子化を目指すのであれば、多くの企業がメリットを感じられる制度を国が示す必要があるだろう。ヒアリング及びアンケート調査における、紙と電子の併存やかえって事務負担が増加しているという意見を踏まえると、決して容易ではないが、たとえば企業規模に応じて要件を緩和するなど、制度内容を改善する余地は残されていると考える。

### ② 約束手形の廃止及びサイトの短縮

電子記録債権については、ゼネコンの主導により協力会社での普及は進んでいるものの、地場企業においては電子帳簿保存法と同様、ニーズに欠けると考えられる。現金払いへの移行やサイト短縮にしても、特に元請への立替負担が課題となるだろう。これらは個社の対応では課題解決につながらず、やはりサプライチェーン全体での取組が求められる。しかしヒアリング調査でうかがったように、発注者の意識改革は一朝一夕でできるものではない。サプライチェーン全体での取組は当然継続して実施しなければならないが、たとえば電子記録債権の導入や支払条件の改善に取り組む元請企業に対して、足元の資金繰り支援策も並行して求められるだろう。

最後に、企業自身に求められる努力についても触れておきたい。本調査研究で取り上げた業務の電子化について経営者には、社内教育やIT知識の向上の機会をつくるといった努力が求められる。ペーパーレス化は制度に限った話ではなく、デジタル社会における必然的な時代の潮流であり、社会経済が成長する上で不可欠だ。セミナーへの参加、市町村の支援窓口活用など、情報収集できる機会は少なからず提供されており、経営課題に対する意識と行動が、経営者自身にも伴うことが肝要である。

だからこそ、国は制度を推進していく以上、企業がいかに電子化のメリットを感じられるか、その環境をいかに構築できるかを示す必要があるだろう。また、四建連が問題提起するように、制度改正が広く正確に経営者へ伝わるような周知やガイドラインも整備しなければならない。請負階層や企業規模に依らずすべての企業が取り残されることなく円滑に事業を継続できる環境構築を、官民双方に期待したい。



## おわりに

まず、本調査研究の執筆に当たり、取材や資料提供などにご協力をいただいた建設企業や業界団体に深く感謝の意を表したい。

本アンケート調査の対象企業は、大手ゼネコンの施工協力会に所属する協力会社であったため、事務手続きや決済の電子化含む制度改正への対応状況は、建設業界の平均像よりも意識の高い結果になったと考える。回答企業の所在地も都市部に集中しており、地場で活躍する建設企業の現状についてはヒアリング調査こそ実施したものの、定量的な分析は実施していない。とはいえ、大手ゼネコンと協力会社に主眼を置くことで、各種制度の電子化に対する先進的な対応状況やそこからみえてくる課題、協力会社から地場企業への波及の難しさなどを確認することができた。また、四建連へのヒアリングをとおして、電子化や支払条件改善の課題以前に、明確な制度の規定や基準が地場の経営者に伝わっていない現状もうかがうことができた。元下間の電子化含めサプライチェーン全体での取組が必要とされるなかで、請負の上層から下層、地方建設業協会や地場企業の取組、課題を網羅的に把握する一定の検証は叶ったものとする。

特に今回取り上げた手形の廃止は、予定時期の2026年が近づくにつれ企業の対応状況も変化し、より明確な現場の声や疑問が噴出してくるだろう。また、調査対象を地場企業に据えれば、今回実施した調査内容とも様相が異なる結果が生まれる可能性もある。今後の国や業界団体の取組、さらには金利上昇や金融機関の貸出態度の変化が企業の決済手段の電子化や資金調達に及ぼす影響も含め、調査対象を精査しつつ、時機を逸しない調査を継続していく必要があるのではないだろうか。